

表彰基準一覧表

1 児童・生徒の部

(1) 堺市内に在住又は在学の児童・生徒で、令和 7 年 1 月 9 日以後に以下の基準を満たす成績を収められた方【文化・スポーツ部門表彰】

※以前に文化・スポーツ部門で表彰された児童・生徒が、新たに以下の基準を満たす成績を収めた場合を含む

要綱 5 条 2 項	大会の種別	大阪府大会以上の予選※	成 績	可否
2 号	国際大会・全国大会	なし	入賞以上	○
			それ以外	×
3 号		なし (日本代表に選抜された者に限る)	出場・参加	○
			それ以外	×
5 号		あり	出場・参加	○
			それ以外	×
4 号	近畿大会等の国内大会	なし	成績にかかわらず	×
		あり	入賞以上	○
			それ以外	×
1 号	上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	なし	最も優秀な成績	○
			それ以外	×

※記録会、前年度の成績によるシード権、大会開催地枠での出場等により国内大会出場資格を得た場合は、予選を経たとみなします。

(2) 市立学校の児童・生徒で、次のいずれかに該当するもの【善行部門表彰】

- ア 環境の美化、障害者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動をおおむね 2 年以上にわたって継続していること。
- イ 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、他の児童又は生徒の模範となる善行をしたこと。

※以前にア～ウに該当するものとして表彰された児童・生徒が、異なる内容で善行等をした場合を含む

(例)・人命救助を行ったとして表彰を受けたものが、別の方の人命救助を行った場合

・環境の美化活動を 2 年以上にわたって継続しているとして表彰を受けたものが、障害者又は高齢者の福祉の増進に係る活動を 2 年以上にわたって継続している場合